

大村市からのお知らせ

都市計画法第53条の許可基準緩和について

都市計画施設等の事業の施行を当面行う見込みがない区域は

■木造等の3階建ても許可できるようになりました■

都市計画施設（道路、公園等）の区域内、または市街地開発事業（土地区画整理事業等）の施行区域内に建築物を建築しようとする場合は、都市計画法第53条第1項に基づく建築許可が必要です。

この度、平成22年8月1日から下記のとおり許可基準を緩和します。
(同日以降の申請分から適用します。)

【現行の許可基準】（都市計画法第54条）

当該建築物が次のいずれの要件にも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- ① 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。



平成22年8月1日から

【変更後の許可基準】

都市計画法第54条（許可の基準）に定めるもののほか、当該建築物が次のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるときは、その許可を行うことができる。

- ① 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ③ 建築場所が市、県及び国が都市計画施設の整備又は市街地開発事業の施行を当面行う見込みがない区域であること。

〔お問い合わせ先〕 大村市 都市整備部 都市計画課

TEL 0957-53-4111 (内線431)